

入院看護・施設基準・その他揭示事項について

(令和7年6月1日現在)

ご 案 内

【当院における看護職員の勤務体制について】

当院のA病棟では、回復期リハビリテーション病棟入院基本料（1）を算定しております。

A病棟について、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、6人以上の看護補助者が勤務しております。時間帯毎の配置は次のとおりです。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

- ・ 夕方17時～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は28人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は56人以内です。

当院のB病棟では、回復期リハビリテーション病棟入院基本料（1）を算定しております。

B病棟について、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、6人以上の看護補助者が勤務しております。時間帯毎の配置は次のとおりです。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

- ・ 夕方17時～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は28人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は55人以内です。

【当院に入院中のお食事について】

(1) 当院は、厚生労働大臣の定める入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）に関する

基準の適合病院であり、近畿厚生局長京都事務所に届出を行い、食事の質向上に努めております。

また、医師及び管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は18時以降）に行い、また適温での提供を行っています。

(食第1272号平成18年4月1日)

【当院が届出している施設基準について】

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準の適合病院として、近畿厚生局京都事務所または京都府知事に届出を行い、当該施設基準に係る医療を提供しております。

● 回復期リハビリテーション病棟入院料1	(回1 第163号 令和7年6月1日)
● 感染対策向上加算3	(感染対策3 第111号 令和7年1月1日)
● データ提出加算1	(データ提 第184号 平成31年4月1日)
● 認知症ケア加算2	(認ケア 第274号 令和3年12月1日)
● 医療安全対策加算2	(医療安全2 第170号 平成30年4月1日)
● 脳血管疾患等リハビリテーション料(1)	(脳1 第230号 平成26年4月1日)
● 運動器リハビリテーション料(1)	(運1 第233号 平成26年4月1日)
● 二次性骨折予防継続管理料2	(二骨継2 第19号 令和4年4月1日)
● 人工腎臓	(人工腎臓 第49号 平成30年4月1日)
● 導入期加算1	(導入1 第45号 平成30年4月1日)
● 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	(透析水 第27号 平成24年7月1日)
● 下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(肢梢 第45号 平成28年6月1日)
● 酸素の購入単価	(酸単 第13601号 令和7年4月1日)
● 排尿自立支援加算	(排自支 第47号 令和6年6月1日)
● 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	(外在ベⅠ 第325号 令和6年6月1日)
● 入院ベースアップ評価料48	(入べ48 第6号 令和7年4月1日)
● 医療DX推進体制整備加算	(医療DX 第1315号 令和6年9月1日)

【保険外併用療養費について】

(1) 特別の療養環境に係る保険外併用療養費について

当院は、健康保険法に定める特定療養費の規程に基づいた療養環境の向上に努めております。
以下の病室への入室を希望されます場合には、1日につき下記の料金をご負担いただくことになります。

なお、主治医が治療上必要と認めた場合や院内感染防止のためなど、病院の都合により該当病室に入室された場合、室料差額は頂きません。

● 個室	1日につき	6,600円(消費税込み)
● 二人部屋	1日につき	2,200円(消費税込み)

【保険外負担に関する事項について】

以下の日常生活品およびサービスの提供については、その利用品目や利用回数に応じた料金(実費相当額)をご負担いただくことになります。

● 病衣・オムツ代・パンツ等	1枚につき	150円～14,300円(消費税含む)
● 診断書	1通につき	330円～11,000円(消費税含む)

☆ その他、詳細につきましては、遠慮なく受付窓口にてお尋ねください。

【透析患者様の下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて】

当院では、慢性維持透析を行っている患者様に対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意をいただいた上で、連携医療機関へ紹介させていただいております。

下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関：京都第一赤十字病院

【院内感染の防止について】

当院では、感染防止対策を病院全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行っております。また、以下の取り組みを実施しています。

1. 院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。
2. 感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。
3. 職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを各部署に配備し、全職員対象とした研修会・講習会を年2回行っています。
4. 薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し注意喚起を行います。
5. 院内感染が疑われる事例の発生時には、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止を行います。
また、必要に応じて他の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。
6. 地域の医療機関と連携し、各施設の感染対策に関する問題点を定期的に検討しています。
7. 感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

【医療安全について】

当院では、医療安全対策を病院全体として取り組み、医療事故発生の防止と発生時の速やかな対応を行っております。また、以下の取り組みを実施しています。

1. 医療安全対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、安全対策に関する事項を検討します。
2. 医療安全管理室を設置し、医療事故防止対策の実務を行います。
3. 職員の医療事故防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを各部署に配備し、全職員対象とした研修会・講習会を年2回行っています。
4. 医療の質を低下させず出来る限り最良の医療を行うためにも医療事故を未然に防ぐことを目標とし、医療事故が発生しないような環境・システムの構築を組織全体で目指します。
5. 医療事故発生時の早期対応、原因調査及び再発防止のための対策を立案します。
6. 医療ミスが疑われる事例の発生時には、安全対策の徹底、事故調査を行い、医療事故防止に努めます。
また、必要に応じて他の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します
7. 医療安全に関するご相談は、1階医療介護相談室受付又は安全管理担当者にお気軽にお申し出下さい。

医療法人社団 石鎚会 京都田辺記念病院 病院長